

## 西東京市生きる支援推進計画策定検討会議設置要綱

## 第1 設置

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に基づき、地域の実情に応じた西東京市生きる支援推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、西東京市生きる支援推進計画策定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

## 第2 所掌事務

検討会議は、推進計画の策定に関する協議及び検討を行う。

- 2 検討会議は、前項により協議及び検討をした内容を市長に報告する。

## 第3 組織

検討会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 関係団体を代表する者 15人以内
- (3) 公募による市民 2人以内
- (4) 行政機関職員 4人以内
- (5) その他市長が特に必要と認めた者

## 第4 任期

検討会議の構成員の任期は、市長が依頼した日から第2の所掌事務が終了するときまでとする。

- 2 構成員に欠員が生じた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5 座長及び副座長

検討会議に座長及び副座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 第6 会議

検討会議の会議は、座長が招集する。

- 2 検討会議は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、座長の決するところによる。
- 4 その他検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

## 第7 意見の聴取

座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## 第8 謝金

検討会議の構成員（第3第4号の構成員を除く。）が検討会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支給する。

## 第9 庶務

検討会議の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

#### 第10 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。